

身体拘束等適正化のための指針

児童デイサービスすだっち／すだっちイースト

【基本方針】

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

【根拠となる法律】 【児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）】

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則です。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体拘束を行う場合には、上記3つの要件をすべて満たすことが必要です。

- ④ 保護者、家族（車いす、バギーのベルトによる拘束等）からの依頼であること。

【利用契約書に定める内容（身体拘束の禁止）】

第14条 事業者は、利用児童又は他利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない事を約束します。

1. 身体拘束廃止に向けて

（1）身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

（2）サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束等適正化委員会において検討をします。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

2. 身体拘束等の適正化のための職員研修

全職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ・ 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ・ 新任者に対する身体拘束廃止のための研修実施
- ・ その他必要な教育・研修の実施（県、市が実施する研修会等への参加、報告など）

3. 身体拘束等発生時の報告・対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合や、やむを得ない状況になる事が予測される場合、委員会を開催し、①切迫性、②非代替性、③一時性、の三要件のすべてを満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議します。上記の三要素を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を行います。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得ます。行動制限の同意書の説明をし、同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要素に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

4. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置します。

① 設置目的

- ・事業所内等での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束等適正化委員会の構成員

- ・管理者；堤典子、児童指導員；寺田孝子、宮路充、徳田順子、児童発達支援管理責任者；藤井玲子

③ 身体拘束等適正化委員会の開催

- ・3ヶ月に1回の定期開催。必要時は随時で開催。

5. 指針の閲覧について

当事業所の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、事業所のホームページで公表します。

附則 この方針は、令和3年12月1日より施行する。